

# 生まれてくるこどものための医療に関わる「生命倫理について審議・監理・運営する公的プラットフォーム」(案)

## 第1段階：明確化

### ①国が法制上の措置を行い監理すべき事項

国会、厚生労働省あるいはこども家庭庁、などで検討、施策実行

#### 検討・監理事項

㉞生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）

（2022/12/4成立、2022/12/11公布）の付則第3条の検討事項（特定生殖補助医療）

㉟生殖補助医療実施医療機関登録・整備、生殖補助医療実施例登録

㊱ヒト精子、卵子、受精卵を扱う胚培養士認定の国家資格の必要性（例：産婦人科専門医は一般社団法人日本専門医機構が認定を行っている）

㊲がん・生殖医療（精子、卵子、受精卵（胚）、卵巣組織等の長期保管・管理、死後生殖、将来的には代理懐胎）（現在、日本産科婦人科学会、日本泌尿器科学会、日本がん・生殖医療学会が行っている）

### ②国が法制上の措置を行うことが難しい事項（公的プラットフォームA,B）

こども家庭庁内あるいは公益財団法人などの形で組織構築（モデルとして医療機能評価機構など）

- **A専門委員会**役割：議論を行い専門委員会報告書を発出
- 構成：医療関係者（産婦人科、小児科、看護、遺伝関連等）、法学・生命倫理の専門家、障害者福祉分野の専門家、検査その他の有識者等で構成する、必要時には追加
- **B運営委員会**：専門委員会報告書に沿っての運営、監理を行う
- 庶務：こども家庭庁内あるいは公益財団法人などの形での組織の関連課が行う。
- 費用；国が負担する

#### 検討・監理事項

㊳生殖補助医療全般（情報提供・啓発）

㊴着床前遺伝学的検査（情報提供・啓発、施設認証、検査所認証）

㊵出生前遺伝学的検査（情報提供・啓発、施設認証、検査所認証）

㊶医学的適応のない卵子凍結（情報提供・啓発、施設認証？）

㊷これからさらなる発展が予想される遺伝学的検査に関しての運用・管理

㊸その他

（参考）日本医学会出生前検査認証制度等運営委員会HPより（次スライド参照）

この委員会は、厚生労働省の専門委員会「NIPT等の出生前検査に関する専門委員会」の報告書に基づいて同省の関係課も参画している組織です。

# 子どもを産むことに関する生命倫理問題の受け皿はどこが良いか？

	PROS	CONS
子ども家庭庁内 あるいは直轄の公益法人	もっとも明快・あるべき姿 国民的納得が得られる 専門家呼びやすい 予算を立てやすい	国家が直接生殖に口出しできるか？ 設立まで時間がかかる
日本医師会	行政的許認可経験あり（母体保護法指定医・指定施設） 経験がある分早いのでは	結局「医師がやりたいがための組織」と見られないか？ 費用の補助が必要
日本医療機能評価機構	中立的 産科医療補償制度の経験あり	事務機構の新設が必要 費用の補助が必要 「医療の評価」と言う大義名分に合致しない
国立成育医療研究センター	専門家集団	専門家だけの意見と見られないか —医療機関の言うことを皆が聞くか